



# 感染症流行時の総(代)会や 理事会の開催について

## Question

新型コロナウイルス感染症のような感染症が再度流行し外出自粛要請を受けた場合、総(代)会提出議案を審議するための理事会や総(代)会を書面だけで開催することはできるでしょうか？

## Answer

### 1. 理事会について

理事会の場合は、定款の定めるところにより、いわゆる「みなし理事会」を実施することができます。(※1)

この方法をとる場合、1人でも提案事項に対する異議の意思表示があった場合には、有効な理事会決議があったとはみなされず、理事会を開催する必要がありますのでご注意ください。なお、多くの組合では監事の監査範囲は会計監査に限定されていますが、業務監査の権限が付与されている監事がいる組合では、監事に決議の目的である事項の提案と同意を求める必要があります。

#### 「みなし理事会」を実施可能とする定款規定の例 (監査権限限定組合のケース)

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### 2. 総(代)会について

通常総(代)会は中小企業等協同組合法(以下、「中協法」)第46条(総会の招集)により規定され、法律上必置の意思決定機関であり、不要不急の行為には該当しないため、感染拡大防止への対策をとりながら開催する必要があります。(※2、※3)

なお、定款で、書面、電磁的方法または代理人をもって議決権を行使できる旨を規定している組合においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。

このように本人出席者を最小限とした形での会議体としての総(代)会を開催したいと考えた場合には、招集通知で議案を示すとともに、決算関係書類および事業報告書等を提供し、さらに、書面での議決権行使や代理人による議決権行使のため、書面議決書や委任状を同封して返送してもらう必要があります。

ます。極力本人出席する人数を減らす場合にも総会開催場所への本人出席が必要な人としては議長、議案質問に対して説明義務を果たせる役員、委任を受ける対象者などが考えられますが、議案や役員選出の方法等により様々なケースが考えられますので具体的にはお近くの中央会までご相談ください。

#### ※1 「みなし理事会」とは

いわゆる「みなし理事会」とは、中協法第36条の6第4項に規定された「理事会の決議の省略」を指し、事前に定款に定めることにより、理事会を実際に開催することなく実施する方法です。理事会の議案について理事全員が書面等で同意したとき、理事会の決議があったものとみなすことができ、「持ち回り決議」とも呼ばれています。

#### ※2 中協法第46条(総会の招集)について (総会の招集)

第46条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。

#### ※3 現実の会議体としての開催の必要性

中協法上、総(代)会は、「当然に日時及び場所を示すべき(全国中央会「中小企業等協同組合法逐条解説(第二次改訂版)P.252参照」とされています。

また、会社法には第319条(株式会社の決議の省略)の規定があり、書面のみでの株主総会決議が認められています(いわゆる「みなし決議」)が、中協法および中小企業団体の組織に関する法律では、人的結合体であるという観点から当該規定が導入されなかったため、会議の目的である事項を示した上で招集し、実際に開催することが必要となります。そのため、総(代)会について、現実の会議体を置かず、書面のみでの実施や当該場所に存しない出席方法のみでの実施をすることはできません。